清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学と長野市との連携に関する協定書（案）

清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学（以下「大学」という。）と長野市（以下「市」という。）は、次のとおり相互の連携に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大学と市が教育、文化、学術等の分野における資源、研究成果等の交流、その他の連携及び協力を図ることにより、地域の振興及び発展、教育研究の充実並びに人材の育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第２条　大学と市は、次に掲げる事項について協力する。

（１）教育及び保育の推進と支援に関すること。

（２）保健福祉の推進と支援に関すること。

（３）生涯学習の推進に関すること。

（４）国際交流の推進に関すること。

（５）地域の発展に係る共同研究の推進に関すること。

（６）インターンシップ等の現地学習に関すること。

（７）地域文化、地域産業の振興に関すること。

（８）災害の対応に関すること。

（９）施設等の利用に関すること。

（10）その他両者が必要と認める事項

（連携協議会）

第３条　前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、締結の日から締結日の属する年度の末日までとする。ただし、大学と市のいずれからも別段の申出がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとする。

（守秘義務）

第５条　相互は、正当な理由なく、この協定に基づく業務で知り得た秘密及び関係者の個人情報を第三者に提供もしくは漏洩し、又は第１条に規定する目的以外に利用してはならない。

２　相互は、この協定が前条の有効期間の満了等により効力を失った後も、前項の規定による秘密保持等の義務を負う。

（その他）
第６条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、大学と市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、大学と市が署名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年　　月　　日

清泉女学院大学・清泉女学院短期大学

学 長　山 内　宏 太 朗

長 野 市

市 長　加 藤　久 雄